



相続手続き・遺言書作成サポートお任せください！

◎主な相続手続き

- ・相続財産の調査
- ・被相続人の除籍謄本の収集
- ・戸籍の収集(被相続人の確定)
- ・相続人全員の住民票の収集
- ・名寄帳の収集
- ・遺産分割協議(書の作成)
- ・銀行の残高証明書収集
- ・固定資産税評価証明書の収集
- ・不動産の名義書き換え
- ・預貯金の名義書き換え
- ・有価証券の名義書き換え

◎公正証書遺言書作成の手続き

- ・不動産登記簿謄本の収集
- ・固定資産税評価証明書収集
- ・印鑑証明書の収集
- ・公証人との事前の打ち合わせ
- ・証人の依頼(2人以上)



当法人が一括して代行・サポートいたします。

※業務の種類によっては、依頼者ご自身にお願いする作業もあります。ご了承ください！

当法人にお任せください。

相談無料！遠慮も無用！お気軽にお電話ください。

☎06-6950-0301

営業時間 月～金 午前9時～午後6時
土 午後1時～5時



na
ka
hi
ro

チャレンジ行政書士法人

行政書士 中廣琢二

 nakahiro

〒661-0012

尼崎市南塚口町1丁目7番8号 イービル203号

Eメール info@mimitoku.com

H P nakahirojimisyo.com

こんな「コマッタ」ありませんか？

◎親が亡くなってから全く相続手続きをしていない

⇒ すぐやりましょう。残していもいいことはありません。

◎相続手続きが進まず、実家が空き家になっています。

⇒ まずは相続手続きを進めましょう。空き家に関しては、行政の補助制度も充実しつつあるので、有効な利活用の方法についても相談に乗ります。

◎連絡のつかない相続人がいます。

⇒ 戸籍の附票を取り寄せれば、現在の住所地が分かります。行政書士は職権で取得することができます。

◎親の財産を管理しているが、妹が先にいくらか欲しいと言っている

⇒ 親族と言えども契約書を残しておくことをお勧めします。

その他、離婚協議書・示談書の作成、交通事故の自賠責保険請求などのご相談にも応じます。



行政書士ご利用料金

<相続手続き>

業務内容	ご利用料金 (※税抜き価格)	備考
相続人の調査	33,000円～	相続人の数によります。
遺産分割協議書の作成	55,000円～	業務には相続人とのやり取りを含みます。
不動産・金融機関の相続手続き	88,000円～	戸籍の収集を含みます。手続きの数により、金額が変動します。
自動車の相続手続き	33,000円～	戸籍の収集を含みます。
相続手続き一括代行プラン	資産総額×0.5%	最低220,000円～となります。

<遺言書作成サポート>

公正証書遺言サポート	77,000円	証人1人あり
------------	---------	--------

その他の業務についても、お気軽にお問い合わせください。相談は無料です。